

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案要綱

第一 総則

一 通則

1 趣旨

一般社団法人及び一般財団法人の設立、組織、運営及び管理については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによるものとする（第一条関係）。

2 定義

この法律における用語の意義について定めるものとする（第二条関係）。

3 法人格

一般社団法人及び一般財団法人は、法人とするものとする（第三条関係）。

4 住所

一般社団法人及び一般財団法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする（第四条関係）。

二 法人の名称

1 名称

一般社団法人又は一般財団法人は、その種類に従い、それぞれの名称中に一般社団法人又は一般財団法人という文字を用いなければならないものとするほか、一般社団法人は、その名称中に一般財団

法人であると誤認されるおそれのある文字を、一般財団法人は、その名称中に一般社団法人であると誤認されるおそれのある文字をそれぞれ用いてはならないものとする（第五条関係）。

2 一般社団法人又は一般財団法人と誤認させる名称等の使用の禁止等

一般社団法人又は一般財団法人でない者は、その名称又は商号中に、一般社団法人又は一般財団法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならないものとし、何人も、不正の目的をもって、他の一般社団法人又は一般財団法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならないものとするほか、これに違反する名称又は商号の使用によって事業上の利益が侵害され、又は侵害されるおそれがある一般社団法人又は一般財団法人の当該侵害者等に対する権利等について所要の規定を整備すること（第六条から第八条まで関係）。

三 商法の規定の不適用

商法第十一条から第十五条まで及び第十九条から第二十四条までの規定は、一般社団法人及び一般財団法人については、適用しないものとする（第九条関係）。

第二 一般社団法人

一 設立

1 定款の作成

(一) 定款の作成

一般社団法人を設立するには、その社員になろうとする者（設立時社員）が、定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならぬものとし、定款が電磁的記録をもって作

成された場合について所要の規定を整備すること（第十条関係）。

(二) 定款の記載又は記録事項

一般社団法人の定款に記載すべき事項について定めるものとするほか、社員に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定めは、その効力を有しないものとし、一般社団法人の定款には、この法律の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項でこの法律の規定に違反しないものを記載し、又は記録することができるとすること（第十一条及び第十二条関係）。

(三) 定款の認証

定款は、公証人の認証を受けなければ、その効力を生じないものとする（第十三条関係）。

(四) 定款の備置き及び閲覧等

定款の備置き及び閲覧等について所要の規定を整備すること（第十四条関係）。

2 設立時役員等の選任及び解任

定款で設立時役員等となる者を定めなかったときは、設立時社員は、公証人による定款の認証の後遅滞なく、設立時役員等となる者を選任しなければならないものとするほか、設立時役員等の選任及び解任について所要の規定を整備すること（第十五条から第十九条まで関係）。

3 設立時理事等による調査

設立時理事（監事設置一般社団法人である場合にあつては、設立時理事及び設立時監事）は、その選任後遅滞なく、一般社団法人の設立の手續を調査しなければならないものとし、法令若しくは定款

に違反し、又は不当な事項があると認めるときは、設立時社員にその旨を通知しなければならないものとする（第二十条関係）。

4 設立時代代表理事の選定等

設立時代代表理事の選定等について所要の規定を整備すること（第二十一条関係）。

5 一般社団法人の成立

一般社団法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立するものとする（第二十二条関係）。

6 設立時社員等の責任

設立について任務を怠った場合等の設立時社員等の責任について所要の規定を整備すること（第二十三条から第二十六条まで関係）。

二 社員

1 総則

(一) 経費の負担

社員は、定款で定めるところにより、一般社団法人に対し、経費を支払う義務を負うものとする（第二十七条関係）。

(二) 任意退社

社員は、いつでも退社することができるものとし、定款で別段の定めをした場合であっても、やむを得ない事由があるときは、社員は、いつでも退社することができるものとする（第二十八

条関係)。

(三) 法定退社

(二)の場合のほか、社員は、定款で定めた事由の発生、総社員の同意、死亡又は解散、除名によって退社するものとする(第二十九条関係)。

(四) 除名

社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができるとし、この場合において、一般社団法人は、当該社員に対し、当該社員総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならないものとするほか、除名は、除名した社員にその旨を通知しなければ、これをもって当該社員に対抗することができないものとする(第三十条関係)。

2 社員名簿等

(一) 社員名簿

一般社団法人は、社員名簿を作成しなければならないものとし、これに記載し、又は記録すべき事項について定めるものとする(第三十一条関係)。

(二) 社員名簿の備置き及び閲覧等

一般社団法人は、社員名簿をその主たる事務所に備え置かなければならないものとし、社員は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、社員名簿の閲覧又は謄写等の請求をすることができるものとし、それらの請求等について所要の規定を整備すること(第三十二条関係)。

(三) 社員に対する通知等

一般社団法人が社員に対してする通知又は催告は、社員名簿に記載し、又は記録した当該社員の住所等にあてて発すれば足りるものとし、その通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなすものとする（第三十三条関係）。

(四) 社員に対する通知の省略

一般社団法人が社員に対してする通知又は催告が五年以上継続して到達しない場合には、一般社団法人は、当該社員に対する通知又は催告をすることを要しないものとし、その場合における当該社員に対する一般社団法人の義務の履行を行う場所等について所要の規定を整備すること（第三十条関係）。

三 機関

1 社員総会

(一) 社員総会の権限

社員総会は、この法律に規定する事項及び一般社団法人の組織、運営、管理その他一般社団法人に関する一切の事項について決議をすることができるものとし、これにかかわらず、理事会設置一般社団法人においては、社員総会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができるものとするほか、これらにかかわらず、社員総会は、社員に剰余金を分配する旨の決議をすることができないものとし、この法律の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の社員総会以外の機関が決定することができることを内容とする定

款の定めは、その効力を有しないものとする（第三十五条関係）。

(二) 社員総会の招集等

定時社員総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならないものとし、社員総会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができるものとするほか、社員総会の招集手続については所要の規定を整備すること（第三十六条から第四十二条まで関係）。

(三) 社員提案権

社員提案権の行使要件、行使方法等について所要の規定を整備すること（第四十二条から第四十五条関係）。

(四) 社員総会の招集手続等に関する検査役の選任

一般社団法人又は総社員の議決権の三十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する社員は、社員総会に係る招集の手続及び決議の方法を調査させるため、当該社員総会に先立ち、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができるものとし、当該検査役の調査等について所要の規定を整備するほか、裁判所は、当該検査役の報告があつた場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、一定の期間内に社員総会を招集すること、当該検査役の調査の結果を社員に通知することの全部又は一部を命じなければならないものとし、裁判所が の措置を命じた場合には、理事は、当該検査役の報告の内容を当該社員総会において開示しなければならず、理事（監事設置一般社団法人にあつては、理事及び監事）は、その報告の内容を調査し、その結果を当該社員総会に報告しなければならないものとする（第四

十六条及び第四十七条関係)。

(五) 議決権の数

社員は、定款に別段の定めがない限り、各一個の議決権を有するものとするが、社員総会において決議をする事項の全部につき社員が議決権を行使することができない旨の定款の定めは、その効力を有しないものとする(第四十八条関係)。

(六) 社員総会の決議

社員総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行うものとし、これにかかわらず、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上に当たる多数をもって行うべき決議(社員の除名、監事の解任、役員等の責任の一部免除、定款の変更、事業の全部の譲渡、解散、法人の継続、吸収合併契約又は新設合併契約の承認)について定めるものとするほか、理事会設置一般社団法人において社員総会が決議することができない事項について所要の規定を整備すること(第四十九条関係)。

(七) 議決権の代理行使等

議決権の代理行使、書面による議決権の行使、電磁的方法による議決権の行使、理事等の説明義務、議長の権限、社員総会に提出された資料等の調査、延期又は続行の決議、議事録、社員総会の決議の省略及び社員総会への報告の省略について所要の規定を整備すること(第五十条から第五十九条まで関係)。

2 社員総会以外の機関の設置

(一) 社員総会以外の機関の設置

一般社団法人には、一人又は二人以上の理事を置かなければならないものとし、一般社団法人は、定款の定めによって、理事会、監事又は会計監査人を置くことができるものとする（第六十条関係）。

(二) 監事の設置義務

理事会設置一般社団法人及び会計監査人設置一般社団法人は、監事を置かなければならないものとする（第六十一条関係）。

(三) 大規模一般社団法人における会計監査人の設置義務

大規模一般社団法人は、会計監査人を置かなければならないものとする（第六十二条関係）。

3 役員及び会計監査人の選任及び解任

(一) 選任

(1) 選任

役員（理事及び監事）及び会計監査人は、社員総会の決議によって選任するものとし、その選任の決議をする場合には、法務省令で定めるところにより、この法律又は定款で定めた役員の数に欠くこととなるときに備えて補欠の役員を選任することができるものとする（第六十三条関係）。

(2) 一般社団法人と役員等との関係

一般社団法人と役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従うものとする（第六十四条関係）。

(3) 役員資格等

役員資格等について所要の規定を整備すること（第六十五条関係）。

(4) 理事の任期

理事の任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとするものとし、定款又は社員総会の決議によって、その任期を短縮することを妨げないものとする（第六十六条関係）。

(5) 監事の任期

監事の任期は、選任後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとするものとし、定款によって、その任期を選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとすることを限度として短縮することを妨げないものとする（第六十七条関係）。

(6) 会計監査人の資格等

会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならぬものとするほか、会計監査人の資格等及び任期について所要の規定を整備すること（第六十八条及び第六十九条関係）。

(二) 解任

役員及び会計監査人は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができるものとするほか、監事による会計監査人の解任等について所要の規定を整備すること（第七十条及び第七十一条関係）。

(三) 選任及び解任の手續に関する特則

監事の選任に関する監事の同意等、会計監査人の選任に関する監事の同意等、監事等の選任等についての意見の陳述及び役員等に欠員が生じた場合の措置について所要の規定を整備すること（第七十二条から第七十五条まで関係）。

4 理事

(一) 業務の執行

理事は、定款に別段の定めがある場合を除き、一般社団法人（理事会設置一般社団法人を除く。）の業務を執行するものとし、理事が二人以上ある場合には、一般社団法人の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数をもって決定するものとし、この場合には、理事は、従たる事務所の設置、移転及び廃止、社員総会を招集する場合において定めるべき事項、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備、定款の定めによる理事の過半数の同意（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会の決議）による役員等の責任の免除の各事項についての決定を各理事に委任することができないものとし、大規模一般社団法人においては、理事は、の事項を決定しなければならないものとする（第七十六条関係）。

(二) 一般社団法人の代表

理事は、一般社団法人を代表するものとし、他に代表理事その他一般社団法人を代表する者を定めた場合は、この限りでないものとするほか、一般社団法人の代表、代表者の行為についての損害賠償責任、代表理事に欠員が生じた場合の措置、理事の職務を代行する者の権限、一般社団法人と理事との訴えにおける一般社団法人の代表、表見代表理事について所要の規定を整備すること（第七十七条から第八十二条まで関係）。

(三) 忠実義務

理事は、法令及び定款並びに社員総会の決議を遵守し、一般社団法人のため忠実にその職務を行わなければならないものとする（第八十三条関係）。

(四) 競業及び利益相反取引の制限

理事は、理事が自己又は第三者のために一般社団法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき、理事が自己又は第三者のために一般社団法人と取引をしようとするとき、一般社団法人が理事の債務を保證することその他理事以外の者との間において一般社団法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするときは、社員総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならぬものとし、民法第百八条の規定は、その承認を受けた の取引については、適用しないものとする（第八十四条関係）。

(五) 理事の報告義務

理事は、一般社団法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直

ちに、当該事実を社員（監事設置一般社団法人にあつては、監事）に報告しなければならないものとする（第八十五条関係）。

(六) 業務の執行に関する検査役の選任等

一般社団法人の業務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する社員は、当該一般社団法人の業務及び財産の状況を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができるものとし、当該検査役の調査等について所要の規定を整備するほか、裁判所は、当該検査役の報告があつた場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、一定の期間内に社員総会を招集すること、当該検査役の調査の結果を社員に通知することの全部又は一部を命じなければならないものとし、裁判所が の措置を命じた場合には、理事は、当該検査役の報告の内容を当該社員総会において開示しなければならず、理事（監事設置一般社団法人にあつては、理事及び監事）は、その報告の内容を調査し、その結果を当該社員総会に報告しなければならないものとする（第八十六条及び第八十七条関係）。

(七) 社員による理事の行為の差止め

社員は、理事が一般社団法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によつて当該一般社団法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる

きるものとするほか、監事設置一般社団法人において当該請求をすることができる場合について所要の規定を整備すること（第八十八条関係）。

(八) 理事の報酬等

理事の報酬等に係る事項の決定の手續について所要の規定を整備すること（第八十九条関係）。

5 理事会

(一) 権限等

理事会は、すべての理事で組織し、理事会設置一般社団法人の業務執行の決定等の職務を行うものとするほか、理事会の権限等、理事会設置一般社団法人の理事の権限並びに競業及び理事会設置一般社団法人との取引の制限について所要の規定を整備すること（第九十条から第九十二条まで関係）。

(二) 運営

(1) 招集権者等

理事会は、各理事が招集するものとし、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めるときは、その理事が招集するものとするほか、理事会の招集手續等について所要の規定を整備すること（第九十三条及び第九十四条関係）。

(2) 理事会の決議等

理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合）にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合）

にあつては、その割合以上）をもつて行うものとし、その決議についての特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができないものとし、理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した理事（定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会に出席した代表理事とする旨の定めがある場合にあつては、当該代表理事）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならぬものとし、当該議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならぬものとし、理事会の決議に参加した理事であつて当該議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定するものとする（第九十五条関係）。

(3) 理事会の決議の省略

理事会設置一般社団法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす旨を定款で定めることができるものとする（第九十六条関係）。

(4) 議事録等

理事会設置一般社団法人は、理事会の日（理事会の決議があつたものとみなされた日を含む）

から十年間、議事録等（理事会の議事録又は(3)の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若

しくは電磁的記録)をその主たる事務所に備え置かなければならないものとするほか、社員等の当該議事録等の閲覧の請求等について所要の規定を整備すること(第九十七条関係)。

(5) 理事会への報告の省略

理事等が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、理事が三箇月に一回以上行うべき自己の職務の執行の状況の報告(定款で毎事業年度に四箇月を超える間隔で二回以上その報告を行うべき旨を定めた場合にあつては、当該報告)を除き、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとする(第九十八条関係)。

6 監事

監事は、理事等の職務執行を監査するものとし、この場合において、監事は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならないものとするほか、監事の権限、理事への報告義務、理事会への出席義務等、社員総会に対する報告義務、監事による理事の行為の差止め、監事設置一般社団法人と理事との間の訴えにおける法人の代表、監事の報酬等及び費用等の請求について所要の規定を整備すること(第九十九条から第一百六条まで関係)。

7 会計監査人

会計監査人は、一般社団法人の計算書類等を監査するものとし、この場合において、会計監査人は、法務省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならないものとするほか、会計監査人の権限等、監事に対する報告、定時社員総会における会計監査人の意見の陳述、会計監査人の報酬等の決定に関する監事の関与について所要の規定を整備すること(第一百七条から第一百十条まで関係)。

8 役員等の損害賠償責任

(一) 役員等の一般社団法人に対する損害賠償責任

(1) 理事、監事又は会計監査人（役員等）は、その任務を怠ったときは、一般社団法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負うものとし、理事が競業及び利益相反取引の制限に係る規定に違反して取引をしたときは、当該取引によつて理事又は第三者が得た利益の額は、損害の額と推定するものとし、利益相反取引によつて一般社団法人に損害が生じたときは、当該取引を行つた理事、一般社団法人が当該取引をすることを決定した理事、当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事は、その任務を怠つたものと推定するものとする（第一百一条関係）。

(2) (1)の責任は、総社員の同意がなければ、免除することができないものとする（第一百十二条関係）。

(3) (2)にかかわらず、(1)の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から所定の最低責任限度額を控除した額を限度とし、社員総会の決議によつて免除することができるものとし、その場合の手續等について所要の規定を整備すること（第百十三条関係）。

(4) (2)にかかわらず、監事設置一般社団法人（理事が二人以上ある場合に限る。）は、(1)の責任について、当該役員等職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因と

なつた事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、(3)により免除することができる額を限度として理事（当該責任を負う理事を除く。）の過半数の同意（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会の決議）によつて免除することができる旨を定款で定めることができるものとし、その場合の手續等について所要の規定を整備すること（第百十四条関係）。

(5) (2)にかかわらず、一般社団法人は、外部理事、外部監事又は会計監査人（外部理事等）の(1)の責任について、当該外部役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定めた額の範囲内であらかじめ一般社団法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を外部役員等と締結することができる旨を定款で定めることができるものとし、その契約を締結した外部役員等が当該一般社団法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人に就任したときは、当該契約は、将来に向かつてその効力を失うものとするほか、その定款の定めを設ける場合の手續等について所要の規定を整備すること（第百十五条関係）。

(6) 自己のために一般社団法人との取引をした理事の(1)の責任は、任務を怠つたことが当該理事の責めに帰することができない事由によるものであることをもつて免れることができないものとし、(3)から(5)までは、その責任については、適用しないものとする（第百十六条関係）。

(二) 役員等の第三者に対する損害賠償責任

(1) 役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員等は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負うものとする（第百十七条第一項関係）。

(2) 理事が計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書に記載し、若しくは記録すべき重要な事項についての虚偽の記載若しくは記録をした場合、基金を引き受ける者の募集をする際に通知しなければならない重要な事項についての虚偽の通知若しくは当該募集のための当該一般社団法人の事業その他の事項に関する説明に用いた資料についての虚偽の記載若しくは記録をした場合、虚偽の登記をした場合若しくは虚偽の公告をした場合、監事が監査報告に記載し、若しくは記録すべき重要な事項についての虚偽の記載若しくは記録をした場合又は会計監査人が会計監査報告に記載し、若しくは記録すべき重要な事項についての虚偽の記載若しくは記録をした場合も、(1)と同様とし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでないものとする（第一百七十七条第二項関係）。

(三) 役員等の連帯責任

役員等が一般社団法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とするものとする（第一百八条関係）。

四 一般社団法人の計算

1 会計の原則

一般社団法人の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする（第一百十九条関係）。

2 会計帳簿等

(一) 会計帳簿

一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成し、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならないものとするほか、会計帳簿の閲覧等の請求及び会計帳簿の提出命令について所要の規定を整備すること（第二百二十条から第二百二十二条まで関係）。

(二) 計算書類等

一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならないものとするほか、計算書類等の作成及び保存、計算書類等の監査等、計算書類等の社員への提供、計算書類等の定時社員総会への提出等、貸借対照表等の公告、計算書類等の備置き及び閲覧等並びに計算書類等の提出命令について所要の規定を整備すること（第二百二十三条から第三百十条まで関係）。

五 基金

1 基金を引き受ける者の募集

(一) 基金を引き受ける者の募集等に関する定款の定め

一般社団法人（一般社団法人の成立前にあつては、設立時社員）は、基金を引き受ける者の募集をすることができる旨を定款で定めることができるとし、この場合においては、基金の拠出者の権利に関する規定、基金の返還の手續を定款で定めなければならないものとする（第三百三十一条関係）。

(二) 募集事項の決定

一般社団法人は、(一)の募集をしようとするときは、その都度、募集に係る基金の総額等の募集事項を定めなければならないものとし、募集事項の決定について所要の規定を整備すること(第三百三十二条関係)。

(三) 基金の割当て

一般社団法人は、募集に応じて基金の引受けの申込みをしようとする者に対し、募集事項等を通知しなければならないものとするほか、基金の引受けの申込み及び割当て等について所要の規定を整備すること(第三百三十三条から第三百三十六条まで関係)。

(四) 金銭以外の財産の拠出

(1) 一般社団法人は、金銭以外の財産を拠出の目的とする旨並びに当該財産の内容及び価額を定めるときは、募集事項の決定の後遅滞なく、当該財産(現物拠出財産)の価額を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをしなければならないものとし、当該検査役の調査等について所要の規定を整備するほか、裁判所は、当該検査役の報告を受けた場合において、現物拠出財産について定められた価額を不当と認めるときは、これを変更する決定をしなければならないものとし、基金の引受人(現物拠出財産を給付した者に限る。)は、当該決定により現物拠出財産の価額の全部又は一部が変更された場合には、当該決定の確定後一週間以内に限り、その基金の引受けの申込み等に係る意思表示を取り消すことができるものとする(第三百三十七条第一項から第八項まで関係)。

(2) (1)は、現物拠出財産について定められた価額の総額が五百万円を超えない場合には当該現物拠出財産の価額、現物拠出財産のうち、市場価格のある有価証券について定められた価額が当該有価証券の市場価格として法務省令で定める方法により算定されるものを超えない場合には当該有価証券についての現物拠出財産の価額、現物拠出財産について定められた価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物拠出財産が不動産である場合にあつては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価）を受けた場合には当該証明を受けた現物拠出財産の価額、現物拠出財産が一般社団法人に対する金銭債権（弁済期が到来しているものに限る。）であつて、当該金銭債権について定められた価額が当該金銭債権に係る負債の帳簿価額を超えない場合には当該金銭債権についての現物拠出財産の価額については、適用しないものとするほか、の証明をすることができない者について定めるものとする（第三百三十七条第九項及び第十項関係）。

(五) 拠出の履行等

基金の引受人は、払込み又は給付の期日又は期間内に、それぞれの基金の払込金額の全額を払い込み、又はそれぞれの基金の払込金額に相当する現物拠出財産を給付しなければならないものとするほか、基金の引受人の拠出の履行等について所要の規定を整備すること（第三百三十八条及び第三百三十九条関係）。

(六) 引受けの無効又は取消しの制限

基金の引受けの無効又は取消しの制限について所要の規定を整備すること（第四百四十条関係）。

2 基金の返還

(一) 基金の返還

(1) 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならないこと（第四百四十一条第一項関係）。

(2) 一般社団法人は、ある事業年度に係る貸借対照表上の純資産額が基金（代替基金を含む。）等の合計額を超える場合においては、当該事業年度の次の事業年度に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができるものとする（第四百四十一条第二項関係）。

(3) (2)に違反して一般社団法人が基金の返還をした場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、当該一般社団法人に対し、連帯して、違法に返還された額を弁済する責任を負うものとするほか、基金の返還について所要の規定を整備すること（第四百四十一条第三項から第六項まで関係）。

(二) 基金の返還に係る債権の取得の禁止

一般社団法人は、合併又は他の法人の事業の全部の譲受けによる場合、一般社団法人の権利の実行に当たり、その目的を達成するために必要な場合、無償で取得する場合に限り、自己を債務者とする基金の返還に係る債権を取得することができるとするほか、基金の返還に係る債権の取得の禁止について所要の規定を整備すること（第四百四十二条関係）。

(三) 基金利息の禁止

基金の返還に係る債権には、利息を付することができないものとする（第四百四十三条関係）。

(四) 代替基金

基金を返還する場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならないものとし、代替基金は、取り崩すことができないものとするほか、代替基金について所要の規定を整備すること（第四百四十四条関係）。

(五) 破産法の適用の特例

一般社団法人が破産手続開始の決定を受けた場合においては、基金の返還に係る債権は、破産法に規定する劣後的破産債権及び約定劣後破産債権に後れるものとする（第四百四十五条関係）。

六 定款の変更

一般社団法人は、その成立後、社員総会の決議によって、定款を変更することができるものとする（第四百四十六条関係）。

七 事業の譲渡

一般社団法人が事業の全部の譲渡をするには、社員総会の決議によらなければならないものとする（第四百四十七条関係）。

八 解散

1 解散の事由

一般社団法人の解散の事由について定めるものとする（第四百四十八条関係）。

2 休眠一般社団法人のみなし解散

休眠一般社団法人（一般社団法人であつて、当該一般社団法人に関する登記が最後にあつた日から五年を経過したものの）のみなし解散について所要の規定を整備すること（第四百四十九条関係）。

3 一般社団法人の継続

一般社団法人は、定款で定めた存続期間の満了等の事由によつて解散した場合には、清算が終了するまで、社員総会の決議によつて、一般社団法人を継続することができること（第四百五十条関係）。

4 解散した一般社団法人の合併の制限

一般社団法人が解散した場合には、当該一般社団法人は、当該一般社団法人が合併後存続する一般社団法人となる合併をすることができないものとする（第五百五十一条関係）。

第三 一般財団法人

一 設立

1 定款の作成

(一) 定款の作成

(1) 一般財団法人を設立するには、設立者（設立者が二人以上あるときは、その全員）が定款を作成し、これに署名し、又は記名押印しなければならないものとする（第五百五十二条第一項関係）

(2) 設立者は、遺言で、(二)に掲げる事項を定めて一般財団法人を設立する意思を表示することができるものとし、この場合においては、遺言執行者は、当該遺言の効力が生じた後、遅滞なく、当

該遺言で定めた事項を記載した定款を作成し、これに署名し、又は記名押印しなければならないものとする（第二百五十二条第二項関係）。

(3) (1)及び(2)の定款が電磁的記録をもって作成された場合について所要の規定を整備すること（第二百五十二条第三項関係）。

(二) 定款の記載又は記録事項

一般財団法人の定款に記載すべき事項について定めるものとするほか、設立に際して設立者（設立者が二人以上あるときは、各設立者）が拠出をする財産の価額の合計額は、三百万円を下回ってはならないものとし、評議員の選任及び解任の方法として理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨、及び設立者に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定めは、その効力を有しないものとし、一般財団法人の定款には、この法律の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項でこの法律の規定に違反しないものを記載し、又は記録することができるものとする（第二百五十三条及び第二百五十四条関係）。

(三) 定款の認証

定款は、公証人の認証を受けなければ、その効力を生じないものとする（第一百五十五条関係）。

(四) 定款の備置き及び閲覧等

定款の備置き及び閲覧等について所要の規定を整備すること（第一百五十六条関係）。

2 財産の拠出

設立者（設立者が遺言により一般財団法人設立の意思を表示した場合にあっては、遺言執行者）は、公証人の認証の後遅滞なく、定款に記載された拠出に係る金銭の全額を払い込み、又は拠出に係る金銭以外の財産の全部を給付しなければならないものとするほか、設立時の財産の拠出の履行について所要の規定を整備すること（第百五十七条及び第百五十八条関係）。

3 設立時評議員等の選任

定款で設立時評議員、設立時理事又は設立時監事となる者を定めなかったときは、設立者は、2の財産の拠出の履行が完了した後、遅滞なく、定款で定めるところにより、これらの者を選任しなければならないものとするほか、設立時会計監査人となる者の選任並びに設立時評議員及び設立時理事の定数等について所要の規定を整備すること（第百五十九条から第百六十条関係）。

4 設立時理事等による調査

設立時理事及び設立時監事は、その選任後遅滞なく、一般財団法人の設立の手續を調査しなければならないものとし、調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は不当な事項があると認めるときは、設立者にその旨を通知しなければならないものとする（第百六十一条関係）。

5 設立時代代表理事の選定等

設立時代代表理事の選定等について所要の規定を整備すること（第百六十二条関係）。

6 一般財団法人の成立

(一) 一般社団法人の成立

一般財団法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する

ものとする（第六十三條關係）。

(二) 財産の帰属時期

生前の処分で財産を抛出したときは、当該財産は、一般財団法人の成立の時から当該一般財団法人に帰属するものとし、遺言で財産を抛出したときは、当該財産は、遺言が効力を生じた時から一般財団法人に帰属したものとみなすものとする（第六十四條關係）。

(三) 財産の抛出の無効又は取消しの制限

- 設立者（設立者が遺言により一般財団法人設立の意思を表示した場合にあっては、その相続人）は、一般財団法人の成立後は、錯誤を理由として財産の抛出の無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫を理由として財産の抛出の取消しをすることができないものとする（第六十五條關係）。
- 7 設立者等の責任

設立について任務を怠った場合等の設立者等の責任について所要の規定を整備すること（第六十六條から第六十九條まで關係）。

二 機関

1 機関の設置

(一) 機関の設置

一般財団法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければならないものとするほか、定款の定めによつて、会計監査人を置くことができるものとする（第七十條關係）。

(二) 会計監査人の設置義務

大規模一般財団法人は、会計監査人を置かなければならないものとする（第七十一条関係）。

2 評議員等の選任及び解任

(一) 一般財団法人と評議員等との関係

一般財団法人と評議員、理事、監事及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従うものとし、理事は、一般財団法人の財産のうち一般財団法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定款で定めた基本財産があるときは、定款で定めるところにより、これを維持しなければならない、かつ、これについて一般財団法人の目的である事業を行うことを妨げることとなる処分をしてはならないものとする（第七十二条関係）。

(二) 評議員の資格等

評議員の資格等について所要の規定を整備すること（第七十三条関係）。

(三) 評議員の任期

評議員の任期は、選任後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、定款によって、その任期を選任後六年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することを妨げないものとするほか、定款によって、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を退任した評議員の任期の満了する時までとすることを妨げないものとする（第七十四条関係）。

(四) 評議員に欠員を生じた場合の措置

評議員に欠員を生じた場合の措置について所要の規定を整備すること（第一百七十五条関係）。

(五) 理事、監事又は会計監査人の解任

理事又は監事が職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき、心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないときのいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、その理事又は監事を解任することができるものとするほか、会計監査人の解任について所要の規定を整備すること（第一百七十六条関係）。

(六) 一般社団法人に関する規定の準用

一般社団法人の役員等の選任等に関する所要の規定を、一般財団法人の理事、監事又は会計監査人の選任等について準用するものとする（第一百七十七条関係）。

3 評議員及び評議員会

(一) 評議員会の権限等

評議員会は、すべての評議員で組織するものとし、評議員会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができるものとするほか、この法律の規定により評議員会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しないものとする（第一百七十八条関係）。

(二) 評議員会の招集等

定時評議員会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならないものとし、評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができるものとするほか、評議員会の招集手続

について所要の規定を整備すること（第七十九條から第八十三條まで關係）。

(三) 評議員提案權

評議員提案權の行使要件、行使方法等について所要の規定を整備すること（第八十四條から第八十六條關係）。

(四) 評議員会の招集手続等に関する検査役の選任

一般財団法人又は評議員は、評議員会に係る招集の手続及び決議の方法を調査させるため、当該評議員会に先立ち、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができるものとし、当該検査役の調査等について所要の規定を整備するほか、裁判所は、当該検査役の報告があつた場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、一定の期間内に評議員会を招集すること、当該検査役の調査の結果を社員に通知することの全部又は一部を命じなければならぬものとし、裁判所が、の措置を命じた場合には、理事は、当該検査役の報告の内容を当該社員總會において開示しなければならず、理事及び監事は、その報告の内容を調査し、その結果を当該評議員会に報告しなければならぬものとする（第八十七條及び第八十八條關係）。

(五) 評議員会の決議

評議員会の決議は、議決に加わることができない評議員の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合）にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合）にあつては、その割合以上）をもって行うものとし、これにかかわらず、議決に加わることができない評議員の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合）にあつては、その割合）以上に当たる

多数をもって行うべき決議（ 監事の解任、 役員等の責任の一部免除、 定款の変更、 事業の全部の譲渡、 法人の継続、 吸収合併契約又は新設合併契約の承認）について定めるものとするほか、特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができないものとし、評議員会が決議できない事項について所要の規定を整備すること（第百八十九条関係）。

(六) 理事等の説明義務等

理事等の説明義務、評議員会に提出された資料等の調査、延期又は続行の決議、議事録、評議員会の決議の省略、評議員会への報告の省略及び評議員の報酬等について所要の規定を整備すること（第百九十条から第百九十六条まで関係）。

4 理事、理事会、監事及び会計監査人

一般社団法人の理事、理事会、監事及び会計監査人に関する所要の規定を、一般財団法人の理事、理事会、監事及び会計監査人について準用するものとする（第百九十七条関係）。

5 役員等の損害賠償責任

一般社団法人の役員等の損害賠償責任に関する所要の規定を、一般財団法人の理事、監事及び会計監査人並びに評議員の損害賠償責任について準用するものとする（第百九十八条関係）。

三 一般財団法人の計算

一般社団法人の計算に関する所要の規定を、一般財団法人の計算について準用するものとする（第百九十九条関係）。

四 定款の変更

1 一般財団法人は、その成立後、評議員会の決議によつて、定款（目的並びに評議員の選任及び解任の方法を除く。）を変更することができるものとし、設立者が定款で目的又は評議員の選任若しくは解任の方法に係る定款の定めを評議員会の決議によつて変更することができる旨を定めたときは、評議員会の決議によつて、当該定めを変更することができるものとする（第二百条第一項及び第二項関係）。

2 一般財団法人は、その設立の当時予見することのできなかつた特別の事情により、目的又は評議員の選任若しくは解任の方法に係る定款の定めを変更しなければその運営の継続が不可能又は著しく困難となるに至つたときは、裁判所の許可を得て、評議員会の決議によつて、当該定款の定めを変更することができるものとする（第二百条第三項関係）。

五 事業の譲渡

一般財団法人が事業の全部の譲渡をするには、評議員会の決議によらなければならないものとする（第二百一条関係）。

六 解散

1 解散の事由

一般財団法人の解散の事由について定めるものとする（第二百二条関係）。

2 休眠一般財団法人のみなし解散

休眠一般財団法人（一般財団法人であつて、当該一般財団法人に関する登記が最後にあつた日から五年を経過したもの）のみなし解散について所要の規定を整備すること（第二百三条関係）。

3 一般財団法人の継続

一般財団法人は、ある事業年度及びその翌事業年度に係る貸借対照表上の純資産額がいずれも三百万円未満となつて解散した後、清算事務年度に係る貸借対照表上の純資産額が三百万円以上となつた場合又は2により解散したものとみなされた場合には、清算が結了するまで、評議員会の決議によつて、一般財団法人を継続することができるものとする（第二百四条関係）。

4 解散した一般財団法人の合併の制限

一般財団法人が解散した場合には、当該一般財団法人は、当該一般財団法人が合併後存続する一般財団法人となる合併をすることができないものとする（第二百五条関係）。

第四 清算

一 清算の開始

1 清算の開始原因

清算の開始原因について定めるものとする（第二百六条関係）。

2 清算法人の能力

清算をする一般社団法人又は一般財団法人（清算法人）は、清算の目的の範囲内において、清算が結了するまではなお存続するものとみなすものとする（第二百七条関係）。

二 清算法人の機関

1 清算法人の機関の設置

清算法人における機関の設置について所要の規定を整備すること（第二百八条関係）。

2 清算人の就任及び解任並びに監事の退任等

清算人の就任及び解任並びに監事の退任等について所要の規定を整備すること（第二百九条から第二百十一条まで関係）。

3 清算人の職務等

清算人は、現務の結了、債権の取立て及び債務の弁済、残余財産の分配の職務を行うものとするほか、清算法人の業務の執行、清算法人の代表、清算法人についての破産手続の開始、裁判所の選任する清算人の報酬及び清算人の損害賠償責任等について所要の規定を整備すること（第二百十二条から第二百十九条まで関係）。

4 清算人会

清算人会は、すべての清算人で組織し、清算人会設置法人の業務執行の決定等の職務を行うものとするほか、清算人会の権限等及び清算人会の運営について所要の規定を整備すること（第二百二十条から第二百二十三条まで関係）。

5 理事等に関する規定の適用

理事、理事会又は理事会設置一般社団法人に関する規定（これらの規定の一部を一般財団法人において準用する場合を含む。）の一部は、清算人、清算人会又は清算人会設置法人に関する規定としてこれらに適用があるものとする（第二百二十四条関係）。

三 財産目録等

清算人が作成すべき財産目録等について所要の規定を整備すること（第二百二十五条から第二百三十

二条まで関係)。

四 債務の弁済等

清算法人は、清算の開始原因が発生した後、遅滞なく、当該清算法人の債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出るべき旨を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならぬものとし、当該期間は、二箇月を下ることができないものとするほか、清算法人の債務の弁済等について所要の規定を整備すること(第二百三十三条から第二百三十八条まで関係)。

五 残余財産の帰属

清算法人の残余財産の帰属について所要の規定を整備すること(第二百三十九条関係)。

六 清算事務の終了等

清算法人は、清算事務が終了したときは、遅滞なく、法務省令で定めるところにより、決算報告を作成しなければならぬものとするほか、決算報告の承認等並びに帳簿並びにその事業及び清算に関する重要な資料の保存について所要の規定を整備すること(第二百四十条及び第二百四十一条関係)。

第五 合併

一 通則

1 合併契約の締結

一般社団法人又は一般財団法人は、他の一般社団法人又は一般財団法人と合併をすることができるものとし、この場合においては、合併をする法人は、合併契約を締結しなければならないものとする(第二百四十二条関係)。

2 合併の制限

合併をする法人が一般社団法人のみである場合には、合併後存続する法人又は合併により設立する法人は一般社団法人でなければならないものとし、また、合併をする法人が一般財団法人のみである場合には、合併後存続する法人又は合併により設立する法人は一般財団法人でなければならないものとし、これらの場合以外の場合において、合併をする一般社団法人が合併契約の締結の日までに基金の全額を返還していないときは、合併後存続する法人又は合併により設立する法人は、一般社団法人でなければならないものとする（第二百四十三条関係）。

二 吸収合併

1 吸収合併契約等

吸収合併契約において定めるべき事項等について定めるものとするほか、吸収合併の効力の発生等について所要の規定を整備すること（第二百四十四条及び第二百四十五条関係）。

2 吸収合併消滅法人の手續

(一) 吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覽等

吸収合併消滅法人は、吸収合併契約備置開始日から吸収合併等がその効力を生ずる日（効力発生日）までの間、吸収合併契約の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならないものとし、吸収合併消滅法人の社員、評議員及び債権者等のその書面の閲覽の請求等について所要の規定を整備すること（第二百四十六条関係）。

(二) 吸収合併契約の承認

吸収合併消滅法人は、効力発生日の前日までに、社員総会又は評議員会の決議によって、吸収合併契約の承認を受けなければならないものとする（第二百四十七条関係）。

(三) 債権者の異議等

吸収合併をする場合における吸収合併消滅法人の債権者の異議並びに吸収合併等の効力発生日の変更について所要の規定を整備すること（第二百四十八条及び第二百四十九条関係）。

2 吸収合併存続法人の手續

(一) 吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等

吸収合併存続法人は、吸収合併契約備置開始日から効力発生日後六箇月を経過する日までの間、吸収合併契約の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならないものし、吸収合併存続法人の社員、評議員及び債権者その書の書面の閲覧の請求等について所要の規定を整備すること（第二百五十条関係）。

(二) 吸収合併契約の承認

吸収合併存続法人は、効力発生日の前日までに、社員総会又は評議員会の決議によって、吸収合併契約の承認を受けなければならないものとし、その承認等の手續について所要の規定を整備すること（第二百五十一条関係）。

(三) 債権者の異議等

吸収合併等をする場合における吸収合併存続法人の債権者の異議、吸収合併に関する書面等の備

置き及び閲覧等について所要の規定を整備すること（第二百五十二条及び第二百五十三条関係）。

三 新設合併

1 新設合併契約等

新設合併契約において定めるべき事項等について定めるものとするほか、新設合併の効力の発生等について所要の規定を整備すること（第二百五十四条及び第二百五十五条関係）。

2 新設合併消滅法人の手続

(一) 新設合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等

新設合併消滅法人は、新設合併契約備置開始日から新設合併設立法人の成立の日までの間、新設合併契約の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならないものとするほか、新設合併消滅法人に係る手続について所要の規定を整備すること（第二百五十六条関係）。

(二) 新設合併契約の承認

新設合併消滅法人は、社員総会又は評議員会の決議によって、新設合併契約の承認を受けなければならぬものとする（第二百五十七条関係）。

(三) 債権者の異議等

新設合併等をする場合における新設合併消滅法人の債権者の異議について所要の規定を整備すること（第二百五十八条関係）。

3 新設合併設立法人の手続

(一) 設立の特則等

新設合併設立法人の設立については適用しない規定について定めるほか、新設合併設立法人に係る手続について所要の規定を整備すること（第二百五十九条及び第二百六十条関係）。

第六 雑則

一 解散命令

一般社団法人等（一般社団法人又は一般財団法人）の解散命令に係る手続について所要の規定を整備すること（第二百六十一条から第二百六十三条まで関係）。

二 訴訟

1 一般社団法人等の組織に関する訴え

(一) 一般社団法人等の組織に関する行為の無効の訴え

訴えをもつてのみその無効を主張することができる一般社団法人等の組織に関する行為並びにその提訴期間及び提訴権者について定めるものとする（第二百六十四条関係）。

(二) 社員総会等の決議の不存在又は無効の訴え

社員総会等（社員総会又は評議員会）の決議については、決議が存在しないことの確認を、訴えをもつて請求することができるものとするほか、決議の内容が法令に違反することを理由として、決議が無効であることの確認を、訴えをもつて請求することができるものとする（第二百六十五条関係）。

(三) 社員総会等の決議の取消しの訴え

訴えをもって社員総会等の決議の取消しを請求することができる場合及びその提訴権者等について定めるものとし、その訴えの提起があつた場合において、社員総会等の招集の手續又は決議の方法が法令又は定款に違反するときであつても、裁判所は、その違反する事実が重大でなく、かつ、決議に影響を及ぼさないものであると認めるときは、その請求を棄却することができるものとすること（二百六十六条関係）。

(四) 一般社団法人等の設立の取消しの訴え

訴えをもって一般社団法人等の設立の取消しを請求することができる場合並びにその提訴期間及び提訴権者について定めるものとする（第二百六十七条関係）。

(五) 一般社団法人等の解散の訴え

訴えをもって一般社団法人等の解散を請求することができる場合及びその提訴権者について定めるものとする（第二百六十八条関係）。

(六) 被告等

一般社団法人等の組織に関する訴えの被告、管轄、担保提供命令、弁論等の必要的併合、判決の効力及び原告が敗訴した場合の損害賠償責任について所要の規定を整備すること（第二百六十九条から第二百七十七条まで関係）。

2 一般社団法人における責任追及の訴え

(一) 責任追及の訴え

(1) 社員は、一般社団法人に対し、書面その他の法務省令で定める方法により、設立時社員、設立

時理事、役員等（理事、監事又は会計監査人）又は清算人の責任を追及する訴え（責任追及の訴え）の提起を請求することができるものとし、責任追及の訴えが当該社員若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該一般社団法人に損害を加えることを目的とする場合は、この限りでないものとする（第二百七十八条第一項関係）。

(2) 一般社団法人が(1)の規定による請求の日から六十日以内に責任追及の訴えを提起しないときは、当該請求をした社員は、一般社団法人のために、責任追及の訴えを提起することができるものとする（第二百七十八条第二項関係）。

(3) 一般社団法人は、請求の日から六十日以内に責任追及の訴えを提起しない場合において、当該請求をした社員又は(1)の設立時社員、設立時理事、役員等（理事、監事又は会計監査人）若しくは清算人から請求を受けたときは、当該請求をした者に対し、遅滞なく、責任追及の訴えを提起しない理由を書面その他の法務省令で定める方法により通知しなければならないものとする（第二百七十八条第三項関係）。

(4) (1)及び(2)にかかわらず、(2)の期間の経過により一般社団法人に回復することができない損害が生ずるおそれがある場合には、(1)の社員は、一般社団法人のために、直ちに責任追及の訴えを提起することができるものとするほか、責任追及の訴えの訴額及び担保提供命令について所要の規定を整備すること（第二百七十八条第四項から第七項まで関係）。

(二) 訴えの管轄等

責任追及の訴えの管轄、訴訟参加及び和解等について所要の規定を整備すること（第二百七十九

条から第二百八十一条まで関係)。

(三) 費用等の請求等

責任追及の訴えを提起した社員が勝訴(一部勝訴を含む)した場合における当該責任追及の訴えに係る訴訟に関する費用等の支払請求及び責任追及の訴えに係る再審の訴えについて所要の規定を整備すること(第二百八十二条及び第二百八十三条関係)。

3 一般社団法人等の役員等の解任の訴え

訴えをもつて一般社団法人等の役員等(理事、監事又は評議員)の解任を請求することができる場合並びにその提訴権者、被告及び管轄について定めるものとする(第二百八十四条から第二百八十六条まで関係)。

三 非訟

1 総則

(一) 非訟事件の管轄

この法律の規定による非訟事件の管轄及び手続について定めるものとする(第二百八十七条から第二百九十三条まで関係)。

(二) 非訟事件手続法の規定の適用除外

この法律の規定による非訟事件については、非訟事件手続法第十五条の規定は、適用しないものとする(第二百九十四条関係)。

(三) 最高裁判所規則

この法律に定めるもののほか、この法律の規定による非訟事件の手續に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定めるものとする（第二百九十五条關係）。

2 解散命令等の手續に關する特則

一般社団法人等の解散命令等の申立てに係る事件の手續について所要の規定を整備すること（第二百九十六条から第二百九十八条まで關係）。

四 登記

1 總則

この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもって善意の第三者に対抗することができないものとするほか、登記の効力及び登記の期間について所要の規定を整備すること（第二百九十九条及び第三百条關係）。

2 主たる事務所の所在地における登記

一般社団法人の設立の登記及び一般財団法人の設立の登記に係る各登記事項について定めるものとするほか、変更の登記、他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記、職務執行停止の仮処分等の登記、吸収合併の登記、新設合併の登記、解散の登記、継続の登記、清算人等の登記及び清算終了の登記についてそれぞれ定めるものとする（第三百一条から第三百十一条まで關係）。

3 従たる事務所の所在地における登記

一般社団法人等の設立等に際して従たる事務所を設けた場合には、所定の期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならぬものとし、従たる

事務所の所在地における登記に係る登記事項について定めるものとするほか、その変更の登記等について所要の規定を整備すること（第三百十二条から第三百十四条まで関係）。

4 登記の嘱託

裁判による登記の嘱託について所要の規定を整備すること（第三百十五条関係）。

5 登記の手続等

登記所に、一般社団法人登記簿及び一般財団法人登記簿を備えるものとするほか、登記の申請書に添付すべき書面に関する所要の規定を整備すること（第三百十六条から第三百三十条まで関係）。

五 公告

1 公告方法

一般社団法人等は、公告方法として、官報に掲載する方法、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法、電子公告、からまでのほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として法務省令で定める方法のいずれかを定款で定めることができるものとし、一般社団法人等がの方法を公告方法とする旨を定める場合には、電子公告を公告方法とする旨を定めれば足り、この場合においては、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、又はに掲げる方法のいずれかを定めることができるものとする（第三百三十一条関係）。

2 電子公告の公告期間

一般社団法人等が電子公告により公告をする場合における公告期間等について所要の規定を整備す

ること（第三百三十二条関係）。

3 電子公告の中断及び電子公告調査機関に関する会社法の規定の準用

一般社団法人等が電子公告によりこの法律又は他の法律の規定による公告をする場合については、電子公告の中断及び電子公告調査機関に関する会社法の所要の規定を準用するものとする（第三百三十三条関係）。

第七 罰則

罰則について所要の規定を整備すること（第三百三十四条から第三百四十四条まで関係）。

第八 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする（附則第一項関係）。

2 この法律の規定は（罰則を除く。）は、他の法律に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用するものとする（附則第二項関係）。

3 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする（附則第三項関係）。